

# 利 用 料 金 表

(平成24年4月1日現在)  
ホームヘルプサービス弥生王寿園

## ☆介護予防訪問介護（月単位の単位です）

所 要 日 数	単 位	+地域加算 (10.21)	+介護職員処遇改善加算 (40/1000)
(Ⅰ) 週に1回程度の利用が必要な方 要支援1・要支援2	1220	1246	1295
(Ⅱ) 週に2回程度の利用が必要な方 要支援1・要支援2	2440	2491	2590
(Ⅲ) 週に3回程度の利用が必要な方 要支援2	3870	3951	4109

※ 上記の型の決定やサービス内容は、ご本人様や家族の方と包括支援センターの職員との相談のうえ決定します。

## ☆訪問介護（一回分の単位数です）

内 容	所 要 時 間	特定事業所加算Ⅱ 単位数	+地域加算 (10.21)
身体0・Ⅱ	～20分未満	187	191
身体1・Ⅱ	20分～30分未満	279	285
身体2・Ⅱ	30分～60分未満	442	451
身体3・Ⅱ	60分～90分未満	642	655
身体4・Ⅱ	90分以上2時間未満	734	749
生活2・Ⅱ	20分～45分未満	209	213
生活3・Ⅱ	45分以上	259	264
身体1生活1・Ⅱ	20分～30分未満 +20分以上	356	363
身体1生活2・Ⅱ	20分～30分未満 +45分以上	433	442
身体1生活3・Ⅱ	20分～30分未満 +70分以上	510	521
身体2生活1・Ⅱ	30分～60分未満 +20分以上	519	530
身体2生活2・Ⅱ	30分～60分未満 +45分以上	596	609

<生活機能向上連携加算>⇒100 単位/月

- ※ サービス提供責任者が、訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等による訪問リハビリテーションに同行し、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合。

<地域区分ごとの上乗せ割合>⇒1 単位/10.21 円

- ※ 平成 24 年度 4 月介護保険改正にて、豊橋市は地域区分割合が6級地となり、介護報酬が【1 単位あたり（10.21 円）となりました】

<介護職員処遇改善加算>⇒40/1000

- ※ 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとし、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対し、指定訪問介護を行った場合、平成 27 年 3 月 31 日までの間、所定単位数に加算するものです。

<キャンセル料>

- ※ 事前連絡無くサービスをキャンセルした場合は、1 回分のサービス料相当額をキャンセル料としていただく場合があります。ただし、体調の急変、やむを得ない事情がある場合は頂くことはありません。